

# 公益法人制度改革と法人会



## 「公益法人制度改革に法人会はどう準備すべきか」

町田法人会では、平成23年度の公益法人認定申請に向けて準備を進めています。

そこで、あらためて公益法人制度改革の情報と、当会としての具体的な進め方について、シリーズでお伝えしていますが今回はその2回目です。

### 【3大要件として 次のものがあげられます】

- |              |  |
|--------------|--|
| <b>要件その1</b> | 所要の公益目的事業を行うこと                         |
| <b>要件その2</b> | その公益目的事業を不特定多数の者の利益の増進に寄与するものとして実施すること |
| <b>要件その3</b> | 公益目的事業の規模は事業費(金額)でみて二分の一以上であること        |

#### **要件その1** 所要の公益目的事業を行うこと

…法律別表の22項目の内、法人会には18号と19号が該当します。

#### 法律の別表

- |                               |
|-------------------------------|
| 18. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業 |
| 19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業        |

#### **要件その2**

#### その公益目的事業を不特定多数の者の利益の増進に寄与するものとして実施すること

…会員以外の人にも開かれた形で行うことが必要です。しかし、公益目的事業以外の「その他の事業」(共益事業、収益事業)については会員限定でも可能です。「公益目的事業」「その他の事業」のいずれにおいても参加費に会員と非会員の差があってもかまいません。

#### **要件その3**

#### 公益目的事業の規模は事業費(金額)でみて二分の一以上であること

主として公益事業を実施すると言う以上、事業費の過半は公益事業に係るものであるはず、との趣旨であり、その判定は支出金額で行うこととされています。

ご質問のある方は事務局までご一報ください。